

YS 市庭コミュニティー財団 応募要項

応募要項の主旨

振り返りますと、NPO 活動が私たちの生活により深く結びついてきたのが平成の時代であったと考えています。

当財団の助成事業は、地域に根付いたコミュニティー事業が十分に機能を果たせるように、創出されたコミュニティー環境がよりよい日々の暮らしを育んでいくことを願って実施するものです。

そこで、コミュニティー活動を通じて、日々生活する人々が活気に満ち、地域再生、暮らし・文化の発展、技術の革新、多様な価値観を理解する社会形成等に寄与する NPO 活動等を応援したいと考えます。

1 助成対象分野と活動内容

助成対象の分野は、地域と暮らし・環境・文化・芸術・スポーツなど広く含むこととし、活動内容は、下記の共鳴するコミュニティーづくりを行う NPO 法人、団体等によるコミュニティー活動とします。

- 1) コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業
- 2) 社会教育及び文化・スポーツに関する事業
- 3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

具体的には上記目的の達成や事業内容にそった地域活動、講座やセミナー開催、体験学習等への助成を行います。

2 対象の団体の要件

この助成事業は、下記の要件を満たす団体を対象とします。

ただし、団体の目的や活動の内容が、政治・宗教などに偏っている活動は除きます。

コミュニティー活動する団体

- (1) 営利を目的としない団体
- (2) 日本国内外を対象に活動する日本国内の団体
- (3) 設立や運営に企業が主体的に関わっていない団体
- (4) 団体の法人格の有無や種類は問わないが NPO 法人等を当面優先する。

継続助成団体について、前年の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展が期待される活動に対して、選考委員会が審査し助成を行います。

また、継続助成の対象団体は以下の通りです。

- (1) 継続 2 年目助成は、前年度助成を受けた団体
- (2) 継続 3 年目助成は、2 年継続助成を受けた団体
- (3) 前年度の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展がより期待される活

動については、翌年度以降も、選考委員会の審査を行ったうえで、継続して助成を行います。

3 助成の内容

1) コミュニティー事業

① コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業

5～10 件程度 5 百万円程度

② 社会教育及び文化・スポーツに関する事業

5～10 件程度 5 百万円程度

2) 防災講座・職場体験セミナー等の開催助成

① 防災食講座 ② 防災シミュレーション体験講座 ③ お料理体験等の各種体験講座等
～①、②、③ 1 件 50 万円以内

① ② ③の講座講師陣について、心宛てなき場合、当財団に御相談下さい。

①、②、③合わせて、6 件程度 3 百万円以内

3) 体験学習（職場体験）～2 件程度 2 百万円程度

4) 助成総額 1,500 万円程度（原則、継続助成団体を含める）

5) 助成件数 20～30 件程度

6) 助成金の使途 助成金は活動助成金により構成されます。
（活動助成金）

活動を推進する上で必要な費用です。

7) 助成期間 2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 30 日

8) 継続助成 前年の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展が期待される活動に対して、各段階への応募と選考により継続的な助成を行います。

4 選考方法

選考は応募書類に基づく書類選考とし、選考委員会において、以下の選考基準に基づいて行います。選考の過程で、面接、追加資料の提出、団体責任者への問い合わせなどのご協力をお願いする場合があります。

（選考基準）

- ・意欲性 意欲のある多様な人々の参加する活動であるか
- ・地域性 地域に根ざした活動であるか
- ・社会性 社会に目を向けた活動であるか
- ・先駆性 独自性、新しい試みのある活動であるか
- ・公開性 その過程や成果が公開される活動であるか
- ・発展性 継続して行われ発展が期待できる活動であるか

5 選考結果

選考結果は、2019 年 9 月 25 日までに、全ての応募者に文書で連絡します。

6 助成の決定後の助成金の支払い

- 1) 活動助成金は 2019 年 10 月上旬までに（事業開始時）助成金の半額支払い、原則として、事業の中間時以降半額支払う。

7 応募方法

1) 応募書類受付期間

2019 年 6 月 10 日～7 月 31 日（当日消印有効）

8 応募要項・応募用紙の入手方法

応募要項・応募用紙は、当財団 WEB よりダウンロードできます。

URL : [//ys-ichiba.org/](http://ys-ichiba.org/)

財団助成金交付要領（ワード・PDF）

助成金応募要項（ワード・PDF）

助成金交付申請書関係書類一式（ワード・PDF）

郵送による入手をご希望の場合は、「応募要項・用紙の送付希望」と明記の上、送付先の郵便番号・住所・団体名・氏名・電話番号を記載して、ファックスにより次項の請求先までお申し込み下さい。

9 応募用紙の送付・問い合わせ

応募書類とそのコピー2部の計3部を下記までご郵送下さい。（郵送のみ、持参不可）。なお、ご送付いただいた応募書類は複写して使用しますので、ホチキス止め、両面コピー、2つ折りはしないでください。また、お送りいただいた書類は返却致しませんので、コピーをとっていただくなどご注意下さい。

（応募要項・用紙の請求、および応募用紙の送付・問合せ先）

送付先住所：東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル12階 〒：107-0061

宛先：太陽グラントソントン税理士法人

電話：03-5770-8822 FAX:03-5770-8820

10 個人情報の取り扱いについて

当財団へ応募を通じて皆様からお預かりする個人情報は厳重に取り扱い、当在団の運営並びに関連する目的に限って使用します。

助成対象となった団体については団体名・代表者名・所在都道府県名・プロジェクト名・助成金額・活動概要・拠点活動場所等を公表させて頂きます。

その他、当該業務に必要な範囲で一部業務を外部委託する場合を除き、個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはいたしません。